



平成30年4月26日

各位

上場会社名 パイプドHD株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐谷宣昭  
(コード番号 3919 東証一部)  
問合せ先責任者 取締役 大屋重幸  
(TEL 03-6744-8039)

### 第三者割当による第5回新株予約権及び 第6回新株予約権（行使価額修正条項付）の払込完了に関するお知らせ

当社は、平成30年4月10日開催の当社取締役会において決議いたしました第三者割当による第5回新株予約権及び第6回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日付で割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドより発行価額の総額（5,872,500円）の払込が完了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の詳細は、平成30年4月10日に公表いたしました「第三者割当による第5回新株予約権及び第6回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

#### 本新株予約権発行の概要

(1)	割当日	平成30年4月26日
(2)	発行新株予約権数	5,000個 第5回新株予約権 2,500個 第6回新株予約権 2,500個
(3)	発行価額	5,872,500円 (第5回新株予約権1個につき1,191円、第6回新株予約権1個につき1,158円)
(4)	当該発行による 潜在株式数	500,000株（新株予約権1個につき100株） 第5回新株予約権 250,000株 第6回新株予約権 250,000株  第6回新株予約権は行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は1,800円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は250,000株です。
(5)	資金調達の額	905,872,500円（差引手取概算額：877,582,500円） (内訳) 第5回新株予約権

		<p>新株予約権発行による調達額：2,977,500円  新株予約権行使による調達額：450,000,000円</p> <p>第6回新株予約権  新株予約権発行による調達額：2,895,000円  新株予約権行使による調達額：450,000,000円</p> <p>差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額に、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。</p>
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額  第5回新株予約権 1,800円  第6回新株予約権 1,800円</p> <p>第5回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。  第6回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正条項の適用を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本第6回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、第6回新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。行使価額は1,800円を下回らないものとします（以下、「下限行使価額」という。）。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とします。  「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含む。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。  「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、欄外注記7に定める本第6回新株予約権の各行使請求の効力発生日をいいます。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
(7)	募集又は割当方法（割当予定先）	マッコーリー・バンク・リミテッドに対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結しております。本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

以上